令和４年４月１日

松山市長　野　志　克　仁

道後温泉本館に係る浴場使用料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項及び松山市財務会計規則（昭和３９年規則第１１号）第５３条の規定に基づき、浴場使用料及び売店売上金、又新殿観覧料、月受使用料の徴収事務について、下記事業者と委託契約を締結するため、松山市財務会計規則第５５条の規定により次のとおり告示する。

記

１　上記徴収事務を委託する施設の名称及び所在地

名　　称	所 在 地	徴収内容
道後温泉本館	松山市道後湯之町５－６	浴場使用料 売店売上金 又新殿観覧手数料 月受使用料

２　徴収事務を行う委託事業者
愛媛県松山市千舟町４丁目３－２千舟町コンプレックスビル８Ｆ
キャリア・サポート株式会社
代表取締役　磯部　順司

３　委託期間
令和４年４月１日から令和６年１２月３１日まで

以上